

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 1 号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。</p>	<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 第4条、第5条又は第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料又は寄宿舎料を免除することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護師養成所授業料等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学選考料、入学料又は寄宿舎料で、改正後の条例附則第5項の規定に基づき免除されたものに係る看護師養成所授業料等条例第8条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「授業料」とあるのは、「授業料又は附則第5項の規定に基づき免除された入学選考料、入学料若しくは寄宿舎料」とする。